

メルペイ決済サービス利用規約

この「メルペイ決済サービス利用規約」（以下、「メルペイ決済規約」といいます。）は、「VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約」（以下、メルペイ決済規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供するメルペイ決済サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、メルペイ決済規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

第1条（用語の定義）

- メルペイ決済規約における、基本規約第1条（用語の定義）第9号の決済事業者とは、乙が甲の代理人として、メルペイ決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「メルペイ決済業務契約」といいます。）を乙と締結した株式会社メルペイ（以下、「メルペイ」といいます。）をいうものとします。
- メルペイ決済規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
 - 「メルペイ決済サービス」とは、メルペイが乙を通じて提供する、第2号に定める加盟店と第4号に定める顧客との間の取引の代金を、当該顧客がメルペイにあらかじめ登録した情報または都度入力する情報を用いて決済を行うサービス（その他メルペイの提供するサービスおよび機能も含みます）をいいます。
 - 「加盟店」とは、メルペイ所定の規約を承認のうえ、メルペイ決済サービスの利用を申し込み、メルペイがこれを承諾した者であって、商品等の販売を行い、当該販売に係る代金の決済にメルペイ決済サービスを利用する者をいいます。
 - 「商品等」とは、加盟店が販売する商品もしくは権利または提供する役務をいいます。
 - 「顧客」とは、メルペイ所定の規約に同意し、メルペイより、商品等の取引に係る代金の決済にメルペイ決済サービスを利用することを認められた者をいいます。
 - 「取引代金」とは、加盟店と顧客との商品等の取引に係る決済代金額をいいます。
 - 「加盟店契約」とは、メルペイ決済サービスの利用に関し、メルペイが定める契約条件に基づきメルペイと加盟店の間で締結する契約をいいます。
- メルペイ決済規約において、特に規約名の指定無く単に条項番号を指定するときは、メルペイ決済規約における条項番号を指定しているものとします。

第2条（包括代理権の授権）

- 甲は、メルペイ決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、乙が甲を包括的に代理する権限を授権することに同意するものとします。
 - 加盟店規約（外部加盟店用）（以下、「加盟店規約」といいます。）を内容とする加盟店契約の締結および終了に関する一切の行為
 - 加盟店が、加盟店規約に基づき加盟店としてメルペイに対して行う行為およびこれに付随する一切の行為
 - 加盟店に関する届出
 - 加盟店における取引代金の収納に関する業務
 - その他、乙および加盟店が合意し、メルペイが承認した業務
- 加盟店は、メルペイ決済サービスの利用に係る乙との契約（以下、「本契約」といいます。）の有効期間中、乙の書面による事前の同意なく、加盟店が乙に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。

第3条（加盟店の申請・承認）

- 甲は、メルペイ決済サービスの利用を希望するときは、以下各号の加盟店規約等（以下、「加盟店規約等」といいます。）の内容に同意した上で、メルペイ所定の加盟店申込書およびメルペイが請求する資料を乙を通じメルペイに提出して新規加盟を申請することができるものとします。なお、甲は、乙またはメルペイが加盟店申込書ではなく、乙あるいはメルペイ所定の書式・方法に従い申請を行うように指示した場合、甲は、当該指示に従い申請を行うものとします。

(1) 加盟店規約ならびにこれに付帯する各種特約およびメルペイ加盟店運用ガイドライン

(<https://www.merpay.com/merchant/terms/>)

(2) プライバシーポリシー (<https://www.mercari.com/jp/privacy/>)

(3) ロゴガイドライン (<https://jp.merpay.com/brand/>)

2. 前項の申請につき、メルペイの加盟店審査に合格した加盟希望者については、メルペイは、メルペイが定めた基準に則して適当と認める加盟希望者についてのみ、新規加盟を承認するものとし、この場合、当該加盟店は、本契約および加盟店契約に基づき、メルペイ決済サービスを決済手段として取り扱うことができるものとします。この場合、乙を代理人として、メルペイと当該加盟店との間で加盟店規約を内容とする加盟店契約が成立するものとします。なお、メルペイが加盟希望者を加盟店として不適当と認めた場合には、メルペイは、当該加盟希望者を承認しないことができるものとし、乙を通じて当該加盟希望者に対し不承認の旨を通知するものとします。
3. 甲が乙またはメルペイに対し自己に関する情報を提供する場合に、当該情報に個人情報が含まれるときには、甲は、当該個人情報を適法に取得し、当該個人情報に係る本人から、乙およびメルペイに対し当該個人情報を第三者提供することについての同意を適切に取得するものとします。

第4条（加盟店規約等の遵守）

1. 加盟店は、メルペイ決済規約に加え、加盟店規約等を遵守（プライバシーポリシーについては同意することで足りる。以下本項において同じ。）し、加盟店規約等に定める加盟店の義務および責任を履行させる義務を負うものとします。
2. 乙およびメルペイは、加盟店に対して、加盟店規約等の遵守状況、運営状況、実態等について適宜報告を求めることができるものとします。この場合、加盟店は、直ちに乙およびメルペイに対して報告を行わなければなりません。
3. 甲は、メルペイ決済規約または加盟店規約等に違反したことにより乙またはメルペイに損害が生じた場合には、乙またはメルペイに対し、当該損害を賠償する責任を負うものとします。また、甲は、メルペイ決済規約または加盟店規約等に基づく取引に関連して加盟店の責めに帰すべき事由により乙またはメルペイに損害を与えた場合には、乙またはメルペイが被った損害を賠償する責めを負うものとします。

第5条（精算等）

1. メルペイが、加盟店規約に基づき、加盟店に対して支払義務を負う代金決済額、商品等代金等一切の金銭から加盟店手数料等を差し引いた金額の金員（以下、「サービス代金」といいます。）の支払については、加盟店を代理する乙に対して行うものとします。メルペイの加盟店に対するサービス代金の支払義務は、メルペイが乙に対して支払いを行った時点で確定的に消滅するものとし、加盟店は、当該消滅について承諾するものとします。
2. 乙は、前項に基づきメルペイから支払われた金員から、本件決済サービス料金等を差し引いた金額の金員を、自らの責任で加盟店に支払うものとします。
3. 加盟店規約の定めにかかわらず、顧客がメルペイに対してサービス代金にかかる支払留保・拒絶、支払済み金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合の取扱いについては、乙およびメルペイ間において別途協議のうえ解決するものとします。
4. 前項の協議の結果、乙からメルペイに対しサービス代金の返還がなされる場合は、メルペイの乙に対する振込金から差引充当すること、および当該金額に不足が生じる場合は、次回以降の振込金から差引充当することを加盟店は承諾するものとします。

第6条（加盟店の管理・報告等）

1. 乙は、加盟店が加盟店規約に関する業務を適切に行うよう指導、監督し、加盟店はこれに従うものとします。
2. 乙は、メルペイからの要請があった場合または自ら必要と判断した場合には、加盟店に対し、本契約に関する業務について、報告または資料の提出を求めるなど、調査するものとします。
3. 前項の調査の結果、乙は、メルペイもしくは自らが、加盟店の業務を不適切と判断した場合、当該加盟店に対し、改善措置を講じさせることとします。
4. 乙は、加盟店が加盟店規約に定める解除事由のいずれかに該当した場合には、当該事由が生じたことを直ちにメ

メルペイに報告するとともに、メルペイと協議したうえで、自らの費用と責任において当該事由の解消に向けて必要な措置を可能な範囲で講じるものとします。

第7条（解除等）

1. 加盟店が加盟店規約に定める停止または解除事由のいずれかに該当した場合で、メルペイが乙に対し、当該加盟店によるメルペイ決済サービスの取扱いを停止または終了する旨通知したときには、乙は、これを当該加盟店に通知するとともに、当該加盟店をしてメルペイ決済サービスの取扱いを直ちに停止または終了させるものとします。
2. 前項に基づく契約の解除は、メルペイおよび乙の加盟店に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
3. 本条に定めるメルペイ決済サービスの取扱いの停止または解除により、加盟店に損害、損失または費用が生じた場合であっても、乙およびメルペイは責任を負わないものとします。
4. 乙およびメルペイは、火災、停電、天災地変等の不可抗力、ネットワークおよびシステムの障害等によりメルペイ決済サービスの提供が中断ないし停止したとしても、当該中断・停止により加盟店に発生した損害につき、一切その責任を負わないものとします。

第8条（ロゴ等の掲載）

加盟店は、メルペイのアプリ、ウェブサイト等の媒体（以下、「メルペイ媒体」といいます。）に、加盟店の名称またはロゴ等を掲載することに同意するものとします。なお、掲載方法・掲載時期および期間等についてはメルペイの裁量によるものとします。ただし、加盟店が同意を拒否した場合、乙は速やかに当該旨をメルペイに伝達するものとし、この場合、メルペイは、当該加盟店の名称またはロゴ等をメルペイ媒体に掲載せず、または、すでに掲載済みであった場合は速やかにこれを中止するものとします。

（以下余白）

【規約制定】2020年10月28日

【規約改定】2022年5月30日